受理番号 受理年月日	件 名 及 び 要 旨	提出	古 者	紹介議員氏名	付 託 委員会名	議決結果
2 7 年	国会に憲法改正の早期実現を求める意見書採択を求める願 現憲法が昭和22年5月3日に施行されて以来,今日にるまでのおよそ70年間に国を巡る内外の諸情勢は劇的な化を遂げている。日本を取り巻く東アジア情勢は,中国軍による尖閣諸島への軍事的脅威の増大や北朝鮮による核サイル開発によって緊迫化しており,一刻の猶予も許されい事態に直面している。 一方,国内では新たに家庭,教育,環境等の問題や大規災害への対応が求められるようになってきた。成文憲法をっている世界各国は時々の現実に対応すべく憲法改正をっており,第2次大戦後に主要国で憲法改正を行っていなのは日本だけである。 国民が現実と現憲法規程との乖離の解消を望んでいるとは,各種世論調査においても表れており,各政党・報道関・民間団体からも具体的な改憲案が提唱されている。国の最高機関として国民から国政を負託されている国会は、民に対して憲法規程の是非を自らが判断する国民投票の会を一刻も早く与える責務がある。 国会に憲法改正の早期実現を求める意見書の採択を求る。	至変広にな 莫寺行い こ幾権国幾		田山東湖		採択